

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和4年5月13日提出

三次市長 福岡誠志



## 専決処分第4号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

三次市長 福岡誠志

### 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三次市国民健康保険税条例（平成16年三次市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め，同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に，「19万円」を「20万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の三次市国民健康保険税条例の規定は，令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和3年度分までの国民健康保

険税については，なお従前の例による。